



美濃ラボ事件

高槻、茨木、神戸、京都市

無許可営業を黙認

大阪大や国立循環器病センターなどの研究機関から出た実験動物の死体を廃棄物処理会社「美濃ラボ」（岐阜県海津郡平田町）が無許可で収集運搬していたとき

可業者」と分かる立場にいたが、営業実態の把握や指導を行っていなかったことが一日、毎日新聞社の調べで分かった。事態を重視

した厚生省は、指導監督する立場にある各府県を通じて、調査に乗り出した。高槻市の場合、一九八九年ごろから日本たばこ産

業医薬総合研究所（同市紫町、昨年九月開設）と廃棄物処理を協議。マウスなど小動物は研究所内の焼却炉で処理、大型動物は専門業者に任せることで合意した。同研究所は「美濃ラボ」に大型動物処理を委託。市は「市内には実験動物の死体を処理する施設はない」と専門業者に許可を与えず、結果的に美濃ラボの無許可営業を黙認していた。

市側は「既存の業者で十二分に対応できる。許可は出せない」と回答したという。今年三月、市内部で無許可営業が判明したが、四月初め、同社事務の「岐阜県に焼却炉を置いて適正に処理している」との説明を聞いただけ。同社はその後も無許可営業を続けていた。

高槻市環境衛生部は「合意した段階で無許可営業にあたることは分かっており、無責任といわれても仕方がない」としている。美濃ラボは九一年十月、茨木市新和町に冷凍庫を設置。大阪府北部や京都市の研究機関から出た実験動物死体を一時保管する中継基地として、営業を始めた。中継基地での廃棄物積み替えには、市の許可が必要。同社社員は営業開始前に、茨木市役所を訪れ、「一般廃棄物収集運搬業の許可を取りたい」と相談したが、

「美濃ラボは実験動物死体処理の専門業者」と把握していたが、営業実態の調査や指導はしていなかった。